

議案第33号

小松島市多目的研修集会施設設置条例の一部を改正する条例  
について

小松島市多目的研修集会施設設置条例（昭和56年小松島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

平成26年3月5日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市多目的研修集会施設設置条例の一部を改正する条例

小松島市多目的研修集会施設設置条例（昭和56年小松島市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

多目的研修集会施設使用料金表

区分	時間	自午前8時	自正午	自午後5時	自午前8時	自正午	全日
		至正午	至午後5時	至午後10時	至午後5時	至午後10時	
大会議室		円 1,650	円 2,750	円 3,300	円 3,300	円 4,400	円 5,500
会議室		1,100	1,650	2,200	2,200	2,750	3,300

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。